

# 新婚夫婦へ経済支援のお知らせです

新たな生活を始める新婚夫婦への支援として、住宅購入建設費用・リフォーム費用・賃貸費用・引越費用の一部を補助します。

補助金額

1世帯あたり

最大**30**万円

婚姻日の年齢が夫婦共に  
29歳以下なら

1世帯あたり

最大**60**万円

対象世帯  
(主な要件)

- ◎婚姻日が令和8年1月1日～令和9年3月31日
- ◎婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下
- ◎新婚世帯の所得を合計した金額が500万円未満
- ◎夫婦ともに、ライフデザイン支援講座を受講又は運営補助・ボランティアとして参加していること(令和8年度より新設)

詳しくは、裏面のフローチャートをチェック！

対象費用  
及び  
申請期限

- ①住居の購入費用・建設費用  
住宅の取得費・工事費が対象です
- ②住居のリフォーム費用  
既存の住宅の機能維持や向上を図るために行うリフォーム工事(修繕・増築・改築・設備更新)に要した費用が対象です
- ③住居の賃借費用  
住宅の賃貸費・共益費・敷金・礼金・仲介手数料が対象です
- ④引越費用  
引越業者または運送業者へ支払った費用が対象です

令和8年4月1日～令和9年2月28日に支払った費用が対象です  
(申請の際 領収書が必要になりますので申請まで保管をお願いします)

申請期限:令和9年3月5日(金)

※令和9年3月に対象費用の支払いが見込まれる方は  
お問い合わせ先までご連絡ください

詳細につきましては窓口・町ホームページにてご確認ください

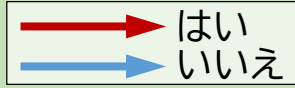
申請先・お問い合わせ先

上川町子ども子育て課 子ども子育て係(上川町認定こども園 内)

☎01658-2-1030 / 受付時間:平日8:30~17:15(土日、祝祭日を除く)

START

# 支給対象フローチャート



婚姻日は令和8年1月1日から  
令和9年3月31日の間ですか

婚姻日の年齢は夫婦ともに  
39歳以下ですか

令和7年中(令和8年度所得証明書に  
て確認)の世帯の所得合計額は  
500万円未満ですか

夫婦のうち令和  
7年中に貸与型  
奨学金を返済し  
た方はいますか

世帯所得の合計金額から令和7年中に返済した奨学金の  
額を控除すると、500万円未満になりますか

- 以下、すべての条件に該当しますか
- 夫婦双方又は一方の住所が上川町内の支援対象となる住宅の住所か
  - 夫婦双方又は一方が過去にこの制度に基づく補助を受けたことが無いか
  - 同一世帯に属する者全員が町税等の滞納をしていないか

※令和8年度より新設

令和8年度中に夫婦ともに、ライフデザイン支援講座を受講又は運営補助・ボランティアとして参加していますか

※どういう講座？

結婚後の生活、妊娠・出産、子育て、老後など、将来の人生設計について考えるための講座です。

上川町では、子育て支援センターにて、「乳幼児とのふれあい体験」を行っています。

(受講前に必ず子育て支援センターまでご連絡いただきますようお願いいたします。)



【お問い合わせ先】上川町子育て支援センター「どんぐりっこ」(電話:01658-2-1076)

対象となりません

## 対象となる可能性があります

申請を希望する方は、必要書類をご用意のうえ、申請期限までに認定こども園窓口までご提出ください。(様式は窓口またはホームページからご入手できます。)

町公式ホームページでもご確認いただけます

当チラシにて掲載してある情報の詳細や申請方法は公式ホームページからご確認することが出来ます。右のQRコードからアクセスできますので是非ご確認ください。

公式ホームページはこちらから

